

樹木維持管理 共通仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

(1) この仕様書は、佐野市アリーナたぬま、佐野市葛生農業者トレーニングセンター、佐野市葛生武道館、佐野市中運動公園、佐野市田沼グリーンスポーツセンター、佐野市田沼総合運動場、佐野市田沼西運動場の維持管理委託作業等に適用する。

(2) 作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い施行する。

1.1.2 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は市と協議の上、施行すること。

1.1.3 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については、市の指示に従う。

第2節 作業の適正化

1.2.1 現場の安全管理

(1) 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や来園者等に危険のないように十分注意して行う。

(2) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。

(3) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに市に報告するとともに応急措置を取り、受託者の負担で原形に復旧する。

(4) 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。

1.2.2 過積載の防止

剪定枝葉等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従う。

1.2.3 実施記録写真

市より実施記録写真の撮影を指示されたときは、作業ごとに施行状況写真を撮

影、整理し、市の確認を受ける。なお、写真はカラーとし、作業の実施前、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

1.2.4 作業の確認

施行段階の区切り等作業の確認を要する時点において、市の確認を受けること。

第2章 園地管理

第1節 一般事項

2.1.1 植物への配慮

作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するよう努める。

2.1.2 施行時期

各作業は、天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう進める。

2.1.3 土壌

土壌は植物の生育基盤であり、不用意に乱したり、固結させたりしてはならない。また、ガソリン、セメント、薬品等の有害な物質を混入させてはならない。

第2節 植栽管理

2.2.1 樹木手入(主に高木、中木)

(1) 剪定の基本

ア 基本剪定は、樹形の骨格作りを目的とするもので、主として冬季剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。

イ 軽剪定は、樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。

(2) 主として剪定すべき枝

ア 枯枝

イ 生長の止まった弱小の枝（弱小枝）

ウ 著しく病害虫に犯されている枝（病害虫枝）

エ 通風、採光、架線、人車の通行、視距の確保等の障害となる枝（障害枝）

オ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）

カ 樹形形成及び、生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）

(3) 剪定の方法

ア 一般事項

A) 公園樹木は、修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕立てとする。

- B) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- C) 下枝の枯死を防ぐよう、原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。
- D) 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数 10cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切返しを行い切除する。また、切り口に水がたまらないようになめらかに処理し、太枝の切断面は、原則として防腐処理する。
- E) 樹木についている不用になったシュロ縄やワラ、鉄線等は作業にあたり除去する。
- F) 材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、市に速やかに報告する。
- G) 架空線等には十分注意すること。
- H) 切除した枝葉等は、来園者や交通等の支障にならないよう、速やかに集積し搬出処分する。

イ 剪定の手法

A) 切詰剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上位置で剪定する。ただし、定芽の方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギ等は内芽）となるよう、注意する。

B) 切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切取り、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合等に行い、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝または新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切取る。

C) 枝抜き剪定

込み過ぎた部分の中すかし、及び樹冠の形姿構成上、不必要な枝（冗枝）等をその枝の付け根から切取る。

ウ 各種剪定

A) 冬季剪定

落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特徴等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

B) 夏季剪定

冬季剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減等のため、やむを得ず行うものであり、適切な道具と方法により、緑陰を保つように行うこと。

C) 初夏剪定

常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特
等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

D) 支障枝剪定

樹形の乱れを最低限にとどめる剪定を行うこと。必要以上に切断する
ことは、一層の支障枝を生むだけでなく、美観も損なうので行ってはな
らない。

(4) 伐採の方法

管理運営上、樹木の伐採が必要な場合は、市に報告ののち作業にあたる。

2.2.2 低木手入

- (1) 樹木特性に応じて、切詰め、中すかし、枯枝の除去等を行う。
- (2) 視距の確保が必要な箇所（園路交差点及び公園出入口付近等）では、成長量
を考慮し、視距の確保ができるような刈高、刈幅とすること。

2.2.3 刈込、玉物刈込

- (1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ、樹
冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込む。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。また、針葉樹につい
ては萌芽力を損なわないよう、樹種の特に応じ、十分注意しながら芽つみ
等を行う。
- (3) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ刈
込む。また、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷し
ないように注意し、作業終了後は枝返しを行う。

2.2.4 ヤゴ取り（不要枝の伐採）

ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等
で切除すること。高さ 2.5m 程度以下の胴吹き枝も同様に切除すること。

2.2.5 病虫害防除

- (1) 病虫害防除については、定期的に農薬を散布することを廃し、被害を受けた
部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努める。
- (2) 剪定防除

幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団して生息している場
合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないように注意深く切り取り、速やかに
搬出处分する。

(3) 薬剤防除

ア 薬剤の使用に際しては、症状に効果的で、かつ農薬取締法等の関連法規及
びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。（原則と
して、有機リン系以外のものを使用すること。）なお、使用する薬剤につ
いては、事前に監督員と協議して決めること。ポジティブリスト制度のも

- とでは、農薬の飛散（ドリフト）防止について、さらに一層の徹底を図る。
- イ 事前に病虫害の発生状況を調査し、周辺住民に対して散布の目的、日時、使用薬剤の種類について十分に周知する。散布作業に入る際には、監督員へ事前に連絡を行うこと。
 - ウ 薬剤散布の希釈液は、指定の濃度に正確に希釈混合し、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
 - エ 散布作業は、必要最低限の区域とし、無風または風の弱いとき（風速毎秒3m以下）に行うなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。必要が認められる場合は、飛散軽減ノズルを使用すること。散布に際しては、風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また、通行人をはじめ対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。
 - オ 散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に散布作業員以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。特に、散布区域の近隣に学校や通学路等があり、散布時に子どもの通行が予想される場合には、その学校や子どもの保護者に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
 - カ 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとる。
 - キ 以下の項目について記録し、提出する。また、5年以上保管すること。
 - A) 農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件（天候、風向・風速）等
 - B) 使用した農薬の種類または名称及び単位面積当たりの使用量または希釈倍数

2.2.6 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込む。
- (2) 作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損なうごみ類を取り除くこと。

2.2.7 草刈

- (1) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈込む。
- (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 周囲への飛散防止対策をとること。